

事業者のみなさまの声をお聞かせください

芦屋市
指定ごみ袋

指定ごみ袋 導入を検討 しています



アンケート期間 令和3年2月15日 月 ~ 3月15日 月

指定ごみ袋 とは？

自治体のごみを捨てることのできるごみ袋を指定することです。兵庫県下で指定されていない（決定していない）のは芦屋市だけです。

どうして 導入するの？

黒や青色の色付きのごみ袋では、中身が分からないため、分別しなくても捨てることができってしまうからです。分別促進を目指します。

導入されると どうなるの？

指定ごみ袋以外では捨てることができなくなります。また明らかに分別されていないごみ袋は、収集いたしません。

分別できてないごみ袋はあるの？

缶やペットボトルだけでなく、小型家電や電池，処理できない土等も燃やすごみに混入して捨てられていたりします。



分別されないと、焼却炉に燃えないごみが混じり焼却に支障が
でます。また、水銀を含むごみが混入した場合には、焼却炉を
停止する事態にもなりかねません。

市民が捨てるごみでも事業者が捨てる と産業廃棄物になるの？

事業者が捨てるごみは、事業系一般廃棄物（生ごみ、木くず、紙くず等）と、産業廃棄物に分類されます。

市民なら捨てることのできるごみ（缶、ビン、ペットボトル等）も事業者が捨てる
と産業廃棄物になります。産業廃棄物を捨てる場合、ごみ処理料金が高額になり、
また、マニフェストを作成する必要があります。



芦屋市では、小規模事業者の負担等を考慮し、分別がされていることを条件に、家庭で出る量程度であれば、缶、びん、ペットボトル等を受け入れていますが、分別されているとは言い切れないのが現状です。

そのため、本アンケートにおいて、ごみ捨ての実態を調査します

事業者系一般廃棄物は どのように捨てたらいいの？

事業者が事業活動に伴ったごみを出す場合、家庭ごみステーションを利用することはできません。

事業者自身で持込むか、下記の芦屋市の許可業者と契約し、許可業者に委託して持込みか、のどちらかの方法で、ごみを捨ててください。

【芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者】

事業所名	連絡先
(株)丸与商店	22-8598
(有)芦屋浄水	22-5672
芦屋環境サービス(株)	34-5788
(株)藤起業	35-7274
(株)シントー	35-2848
(株)エコワークシステム	23-3366
(有)NAKAZAWA	25-0441
(株)ウィルパワー	62-6350

いつから 導入されるの？

まだ、検討段階のため、導入を含めて決定ではありません。現在作成中の廃棄物に関する計画の中で検討していきます。

アンケートは、計画に関するものも含まれています。ぜひお声を聞かせてください



ひとひひとひの
ちょっとした意識で
いつでも綺麗な
芦屋市にしましょう！



指定以外のごみ袋



未分別のごみ